

**3月21日(土)**  
**本庁舎、尾山台・上尾駅**  
**出張所は業務を休みます**

行政経営課 ☎775-39963

市民課 ☎776-8873

☎775-5128

☎775-9827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口、尾山台・上尾駅出張所は土曜日にも業務を行っていますが、3月21日(土)は消防設備点検のための業務を休みます。

**上尾市難病者見舞金の対象  
 疾病の拡大・支給金額の変更**

障害福祉課 ☎775-5123

☎776-8872

「難病の患者に対する医療等に関する法律」などの施行に伴い、難病に指定される疾病数が大幅に拡大されました。これを受け、4月1日(水)から難病者見舞金の支給対象疾病を拡大し、支給額を年額2万円から1万円に変更します。☎平成27年1月1日以降に発行された指定難病医療受給者証、または小児慢性特定疾病医療受給者証と本人名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かる物を用意して直接、障害福祉課または各支

所・出張所へ ※申請日時点で市内に1年以上住民登録があることが条件です。指定難病などについては、鴻巣保健所(☎048-541-0249・☎048-541-5020)に問い合わせてください。

**介護保険料の  
 納め忘れはありませんか？**

高齢介護課 ☎775-5127

☎776-8872

65歳以上の人(第1号被保険者)は、次の①～⑤の場合、保険料の納付を確認してください。

- ① 65歳になった／年金天引きになるまでの間、納付通知書で納めてください。翌年度以降も年金天引きにならない人は納付通知書での納付になります。
- ② 転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度の保険料は納付通知書で納めてください。年金天引きは翌年度からになります。翌年度以降も年金天引きにならない人は納付通知書での納付になります。
- ③ 転出や死亡／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください。(納め過ぎの場合は還付)。
- ④ 年金の差し止めで年金天引きが中止になった／保険料を納付通知書か

□座振替で納めてください。  
 ⑤ 年金天引きになっているが保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付通知書か□座振替で納めてください。  
**未納が続くと利用料の支払い方法が変更になります**

**介護保険料の未納が続くと利用料の支払い方法が変更になります**

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料の未納状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の①～③に変更になる場合があります。

- ① 1年経過した場合／サービスの自己負担額が1割から10割になり、後で市に申請して9割分を受け取ることになります。
  - ② 1年6カ月経過した場合／サービスの利用料の自己負担額が1割から10割になり、9割分の給付が一時停止されます。納付されない状態が続く場合は一時停止の給付費から滞納保険料額を控除することがあります。
  - ③ 時効のため納付できなくなった滞納保険料がある場合／将来介護サービスを利用するときに利用料の自己負担額が1割から3割になることがあります。また、高額介護サービス費などの支給は受けられなくなります。
- 納付が困難な場合は早めに相談を**  
 特別な事情により納付が困難など

**防災体験コーナーを  
 ご利用ください**

防災体験コーナー ☎726-6013

消防総務課 ☎775-1500

☎775-2230

防災体験コーナーは地震体験・映像消火体験などで防災への関心を高め、災害時に不可欠な防災知識を学ぶことができる施設です。この施設を積極的に利用して、地震や火災など万一の災害に備えてください。また防災指導員による住宅用火災警報器設置の指導や防災講話も実施しています。【開館時間】年末年始と(月)を除く8時30分～17時(月)が祝日の場合はその翌日が休館日(☎西消防署複合施設内(中分1-22) ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



映像消火体験

自宅でも手続できます  
電子申請サービス

IT推進課 ①775-5113  
②775-9921

自宅や事業所のパソコンから「水道使用開始届」「水道利用中止届」「妊娠届」「犬の登録事項変更申請」などの各種申請がインターネットで手続きできます。

市ホームページトップページ左側メニューの「電子サービス」電子申請リンク、または共通トップページ(①<https://denshi.pret.saitama.lg.jp>)から接続できます。操作方法で不明な点はコールセンター(①0570-005353、②P電話の場合は①092-711-5815(土/祝を除く9~17時)へ)問い合わせください。



# 国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ①775-5137・②775-9827、大宮年金事務所 ③652-3399

国民年金は日本国内に住む20~59歳の全ての方が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

## ①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	年金手帳、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳、印鑑
	任意加入		・国内に協力者(家族など)がいる場合/年金手帳、印鑑 ・協力者がいない場合/年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りない・年金額を満額に近づきたい	任意加入(60-65歳)		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印、共済加入期間確認通知書
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付	保険年金課	本人を確認できる物、印鑑 ※急ぎの場合は大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外/免除申請(全額・一部免除) 学生/学生納付特例申請		年金手帳、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。

## ②第2号被保険者(厚生年金や共済組合などに加入している会社員・公務員)

届出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書、離職証明書などの退職の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

## ③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生(共済)年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳、資格喪失証明書など配偶者の退職の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳、資格喪失証明書、印鑑

\*第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

時とき 所ところ 内容内容 対象対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

## ひとり親家庭などへ 小・中学校入学祝金を支給

子ども支援課 ㉠775-51220  
㉡774-5342

㉠4月に小・中学校に入学する子どもがいる母子・父子家庭などの保護者または養育者 ※平成27年4月1日現在で子どもと保護者または養育者の住所が市内にあり、同居していることが要件です。【支給金額】子ども1人につき1万円 ㉡4月1日(休)〜30日(休)に保護者名義の預貯(金通帳の口座番号が分かる物)を用意して、子ども支援課または各支所・出張所へ

## 奨学金の貸し付け

教育総務課 ㉠775-9469  
㉡776-2250

学習意欲がありながら経済的理由で修学困難な生徒や学生に奨学金を貸し付けします。㉠次の①〜⑥の全てに該当する人/①市内に1年以上居住し、市税を完納している世帯の子②学力優良・品行方正で、出身(在学)学校長の推薦がある③高校等・大学・短大・専修学校に入学を許可された者、または在学者(各種学校は対象外)④学資の支出が困難⑤連帯保証人がいる⑥他の奨学金

区分	貸付額と貸付期間	世帯構成	上限所得の目安(年間)
高等学校(特別支援学校等を含む)・専修学校を教育・課程	月額1万円(正規の修業期間内)	両親と中学生の3人(対象者)の世帯	600万円程度
		両親と小学生の4人(対象者)の世帯	770万円程度
大学・短大・専修学校専門課程	月額2万円(正規の修業期間内)	両親と高校生の3人(対象者)の世帯	550万円程度
		両親と高校生の4人(対象者)の世帯	740万円程度

※所得とは税法上の総所得金額です。所得状況・成績などを審査し、予算の範囲内で貸し付けします。

を受けていない【貸付額・世帯の上限所得の目安】左表のとおり【返済方法】四半期ごとの20回割賦返済(卒業後6カ月据え置き後開始、無利子) ㉠①申請書②推薦書③申請者調書④住民票の写し(世帯全員の本籍と続柄が記載されているもの)⑤連帯保証人が市内に居住していない人の場合は、連帯保証人の収入状況を証する書類と住民票の写しを用意して、4月1日(休)〜15日(休)(土)(日)を除く)に直接、教育総務課へ ※①〜③は教育総務課にあります(市ホームページからダウンロードも可)。

## こいのぼりをお譲りください

上尾市観光協会 ㉠775-5917・㉡775-5024

5月5日(祝)のこどもの日に合わせて、上平公園と上尾丸山公園にこいのぼりを掲揚しています。こいのぼりは市民の皆さんの寄贈によるものです。4疋以上の不用になったこいのぼりがありましたらお譲りください。【受付場所】市観光協会(谷津2-1-50上尾市プラザ22内)



丸山公園のこいのぼり

## バイクや軽自動車の廃車手続きなどはお早めに

市民税課 ㉠775-5130  
㉡775-9846

### ①原付・小型特殊自動車の廃車手続き

原付・バイク・軽自動車などを所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や、市外に転出する場合は、4月1日(休)までに廃車などの手続きをしてください。手続きが遅れると、すでに所有していても平成27年度の軽自動車税が課されます。なお平成27年4月1日から、軽自動車税の税額が変わるものがあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### ②他市区町村の標識交換

他市区町村の標識の廃車手続き(上尾市の標識へ変更しないもの)は、受け付けできません。所有者が死亡した場合は市民税課へ問い合わせてください。  
転入した人で、上尾市の標識に変更していない原付を所有している人は、標識交換の手続きをしてください。  
【①②共通】㉠所有者または所有者と同居している家族(市内に限る) ※その他の場合は、所有者からの委任状が必要です。㉡標識、標識交付証明書、手続きをする人の身分証明書(運転免許証など)、手続きをする人の印鑑  
※盗難の被害に遭った場合は、警察に盗難の届出を行った後に市民税課



# 市長 キラリ 通心



## 耳を澄ませて

市長 島村 穂

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。夜明けも一日ごとに早くなり、本格的な春の気配を感じられる季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

未曾有の大災害となった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から、間もなく4年の月日が経過しております。インフラなどは少しずつですが着実に整備され、復興に向けた取り組みが積み重ねられていて一方で、いまだに約23万人の方が避難者としての生活を余儀なくされています。そして、上尾市においても260人を超える方が避難生活をされています。

皆さんには、この機会にもう一度、震災の恐ろしさや復興への歩みについて深く考える時間を持っていただきたいと切に願います。4度目の春を迎えた今、一番危惧していることは記憶の「風化」です。ここ上尾に居る限りでは、震災の影響はごく少なくなってきたかもしれませんが、震災当時はこの上尾

でも尋常でない長時間の揺れを体感し、その後の停電、帰宅困難者が発生しました。皆さんも、食料品や乾電池といった物資の不足や、ガソリンの供給が滞り給油のために長蛇の列ができたこと、計画停電で店舗が早じまいしたり、冷蔵庫の中身を心配した記憶があると思います。

そしてその痛みが、まだ被災地や被災された人の中では続いているのだということを、改めて思い直してみてください。我々にできることは、しっかりとした情報を基にした支援を続けることにより、風評被害をなくしたり、元気を届けることです。

先日、福島県本宮市の高松市長が、震災以降毎月減少していた人口が初めて増加した時に、その人たちのことを「何よりの宝物です」と語ってくださり、ふるさとを思う真心に感銘を受けました。その本宮市では、今年の1月から防災無線の音楽を市民の歌『みずいろのまち』のメロディに変えて放送しているそうです。1月号の広報でもご紹介した上尾市出身の作曲家であるYUKIYOSHI(ゆきよし)さんの作曲によるもので、とてもあたたかく、優しい印象を受け、歌詞のとおり喜びや明日を目指す気持ちが伝わってきます。

記憶の風化に立ち向かうには被災者のことばを聞き、それを伝え、語ること。

本宮市をはじめ、東北の声、近くにもいらっしゃる避難者の声、そこに流れる声に、メロディに、耳を澄ませてみようではありませんか。

に問い合わせてください。

●125ccを超えるバイクや軽自動車(三輪・四輪)の手続き

次の手続き先に問い合わせてください。  
125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局(050-5540-2026)、  
軽自動車(三輪・四輪)/軽自動車検査協会埼玉事務所(050-3816-3110)

### 学用品費・給食費などの援助

学務課 0775-96604  
0775-56633

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、子ども学用品費の一部や給食費などを援助しています(所得制限あり)。年度途中で転入した人や世帯状況が変わり援助が必要になった人も随時受け付けます。【必要書類】保護者名義の振込口座の分かる物、賃貸住宅に住んでいる場合は賃貸借契約書の写し、平成27年1月2日以降に上尾市に転入した保護者または小学校に入学する児童の保護者は平成26年分所得税の確定申告書の控えなど ①市内小・中学校在籍者(予定者)の保護者/申請書(各市立小・中学校、学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記

入して、必要書類を添えて通学して

いる(入学する)小・中学校または学務課へ②国・県立小・中学校在籍者(予定者)の保護者/申請書(学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、(月)金(祝を除く)に必要な書類を添えて学務課へ



### 特別支援教育就学奨励費

学務課 0775-96604  
0775-56633

市内小・中学校の特別支援学級などに通う児童生徒の保護者に、子ども学用品費や給食費などの一部を支給しています(所得制限あり)。また市内の通級指導教室に通う児童生徒の保護者には、通学費だけ支給しています。対象者には通学している小・中学校から、申請書を配布します。①市内小・中学校の特別支援学級に通う児童生徒の保護者②市内小・中学校の通常学級に在籍し、一定の障害に該当する児童生徒の保護者③市内の通級指導教室に通う児童生徒の保護者 ④配布された申請書に必要な事項を記入して、通学している学校へ

**外国人学校に通学している児童  
生徒の保護者に補助金を交付**

学務課 ☎775-9604  
☎775-5633

市内に在住の、公立義務教育諸学校に在籍せず外国人学校に在籍する児童生徒の保護者 **【補助金額】**義務教育小学校に相当する学齢期の児童1人につき月額3千円、義務教育中学校に相当する学齢期の生徒1人につき月額5千円 **【申請書、学校の在学証明書（学務課にある。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入して、4月1日（水）30日（土）（祝を除く）に直接または郵送（30日消印有効）で学務課（〒361-8501本町3-1-1）へ** ※外国人学校とは、学校教育法の規定に基づき認可を受けた各種学校のうち、法に定める義務教育相当年齢の、主に日本国籍を有しない児童生徒を教育するものです。

**固定資産課税台帳などの  
閲覧・縦覧**

資産税課 ☎775-5133  
☎775-9846

**① 固定資産課税台帳の閲覧**

平成27年度の固定資産課税台帳は、固定資産の評価額や課税標準額は、

**市立平方幼稚園**

**いちごクラブで  
遊びませんか**

平方幼稚園 ☎・☎725-2008

親子で気軽に遊びに来て友達作りや育児相談、幼稚園の様子を知ることができる未就園児親子教室です。 **【時・内容】**下表のとおり **【所】**市立平方幼稚園（平方1346-1） **【対】**2歳児～就園前の子ども **【費】**30円 ※材料費などが別途掛かる場合もあります。 **【申】**事前に直接または電話で平方幼稚園へ

**平成27年度 いちごクラブ年間予定表**

とき	内容
5月22日(金) 10時～11時30分	園庭遊具・砂場遊び、手遊び、紙芝居
6月24日(水) 10時～11時30分	手遊び、歌、製作遊び
7月16日(水) 10時～11時30分	プールで水遊び
7月18日(土) 16時30分～18時30分	夕涼み会(縁日)
9月9日(水) 10時～11時30分	親子で運動・リズム遊び
10月3日(土) 9～12時	運動会に参加(かけっこ、パン食い競走)
10月19日(月) 10時～11時30分	芋掘り
10月30日(金) 10時～11時30分	園庭遊具・砂場遊び、手遊び、紙芝居
12月1日(水) 10時～11時30分	観劇会(人形劇)
12月17日(水) 10～12時	クリスマス会
平成28年2月26日(金) 10時～11時45分	身体測定(身長・体重)・手形、室内遊具(ままごと・積み木など)遊び

※予定は変更することがあります。  
※案内チラシは児童館(アップーランド・こどもの城)や平方支所などで配布しています。

などを確認できます。 **【納税義務者、借地人、借家人など、またはこれらの人と同居の親族が委任状を用意した人】** 4月1日(水)以降 **【借地人、借家人は1件につき150円】**、6月2日(火)以降/1件につき150円 **【本人確認ができる物(借地人、借家人は本人確認ができる物と賃貸借契約書)】**

**② 固定資産税路線価図の公開**

4月1日以降

**③ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

平成27年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿では、納税者の皆さんが市内

に所有している土地や家屋の評価額を他の土地や家屋の評価額と比較できます。 **【4月1日～6月1日】** **【納税者、納税者の同居の親族、納税者の委任状を用意した人】** 本人確認ができる物

**【1～3共通】受付時間(土)祝、年末年始を除く8時30分～17時** **【所】**資産税課

**野外焼却の自粛にご協力を**

生活環境課 ☎775-6940  
☎775-9872

野外焼却による苦情が多く寄せられています。野外焼却は快適な生活環

境を損ない、洗濯物や布団に臭いが付くなど周囲の迷惑になるばかりではなく、大気汚染(PM2.5など)の原因にもなりますので、自粛してください。 ※PM2.5とは大気中に存在する粒子状物質のうち、直径(粒径)が2.5μm(0.0025mm)以下の非常に細かな粒子のことです。肺などの奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系などに疾患を引き起こすと言われております。PM2.5について国が定めた暫定指針を超過する恐れがある場合、防災行政無線で注意喚起をしますので、なるべく外出を控え換気や窓の開閉を最小限にしてください。

## 国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課 ☎775-5136・☎775-9827

国民健康保険(国保)への加入・脱退は就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。

	届け出が必要なとき	必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写)
	子どもが生まれた	国保保険証・母子健康手帳・預(貯)金通帳・領収明細書・直接払いに関する合意文書
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証・加入した職場の健康保険証
	死亡した	国保保険証・会葬礼状または葬儀の領収書・喪主の預(貯)金通帳
その他	退職者医療制度の対象になった	国保保険証・被保険者期間計の入った年金証書
	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証
	世帯を分離、または合併した	
	保険証をなくした、または破損した	顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は、資格取得日にさかのぼって課税されます。  
 ※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は、国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還することがあります。

### 市指定無形民俗文化財

## 「畔吉の万作踊り」を見学しませんか

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

「万作踊り」は五穀豊穡を意味する「豊年万作」に由来する民俗芸能です。畔吉の万作踊りがいつ頃、どこから伝えられたかは定かではありませんが、大正時代にはすでに踊られていたことが伝えられています。☎4月5日(日)14時～ 所諏訪神社境内(畔吉) ☎下妻踊り、銭輪踊り、源太踊りなど 【交通】JR上尾駅西口から市内循環バス「ぐるっとくん」平方循環で「畔吉」バス停下車か、東武バス「畔吉經由西上尾車庫行き」で「前原」バス停下車



昨年の畔吉の万作踊り

### 住宅用火災警報器を設置しましょう

消防本部予防課

☎775-11314  
☎775-12230

平成20年6月から全ての住宅に火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられました。まだ設置していない住宅は、速やかに設置してください。

#### ●脱衣所の出火を発見

居住者が1階リビングでテレビを見ていたところ、2階階段の住警器

が作動した。確認すると1階脱衣所の電気ストープに覆いかぶさっていたタオルから出火していたため、水道水をかけて消火し119番通報を行った。

#### ●コンセントからの出火を発見

居住者が2階で洗濯物を干していたところ、1階台所の住警器が作動した。警報音に気付き1階に降りたところ、リビングのコンセント付近から出火していたため、布団をかぶせて消火し119番通報を行った。  
 ※その他の事例などは、市ホームページをご覧ください。